令和８年９月定例会　一般質問通告要旨

【2番：菅原アキ子議員】

1.安全で安心できる水の供給を

水は命の源であり、安全で安心できる水の供給は、入植者の悲願である。7月12日頃から水道水のにおいや着色などが発生したことで、改めてその大切さを身にしみて感じている。

村民の不安の声は、すぐに村に伝えていたが、村でもそれらの連絡を受け、各家庭などへ配水する水道水並びに水道水のもととなる原水の成分調査を実施した結果、環境省が定める基準内であり、使用には問題ないことが確認されたとのチラシを配布したことで、村民もようやく落ち着きを取り戻している。

においや着色に関する原因は、八郎潟調整池に発生していたアオコが7月11日～12日に降った大雨や強風により攪拌され、原水として使用する浸透水に含まれたことが原因として考えられるとのことだった。

大潟村の水源は、八郎湖の浸透水で、堤防で自然ろ過され、水質は原水として問題ない状態であり、浄水については水質基準に適合しており、安全な水であるといえる。でも、水源である八郎湖は、構造的に閉鎖水域であるため、水質汚濁が懸念されている。

アオコは閉鎖水域では最も危惧されている現象であり、そのアオコが攪拌され、原水として使用する浸透水に含まれたとすれば、気象条件次第では、今後もこのような状況に陥るのではないか、とても心配になる。

環境省による全国の河川、湖沼、海域などの公共用水域の過去30年間の水温変化調査では、4,477観測点のうち、夏季は72%、冬季は82%で水温の上昇傾向が確認されており、水温上昇に伴う水質変化が指摘されている。年平均気温が10℃を超えると、アオコの発生確率が高くなる傾向を示す報告もある。

水質汚濁は、生活排水やさまざまな要因が考えられており、長年にわたる課題となっている。水田からの濁水流出を軽減するために、村の農家は、無代かきや無落水移植などの拡大を図ったり、節水かんがいや田んぼダムなどに協力しながら水質保全に努めているが、村の水源である八郎湖が構造的に閉鎖水域であることに起因する影響は大きいと思う。

県の八郎湖環境対策室でも6月から10月の間、アオコ常時監視システムによるアオコ発生状況の確認や定期調査が行われており、アオコ遡上防止フェンスや監視カメラの設置などの改善策が図られている。今年は6月4日からアオコの発生状況調査を開始し、8地点で初期発生が確認されており、発生は例年より早めとなっているとのことであるが、県との連携は欠かせないと思う。

今回の村の状況について、対策は困難だったかもしれないが、事前に県から注意喚起

などは行われなかったのか、また、今回のような異常な事態は、通常の点検や数値上では見つけにくいものなのか、伺いたい。

気候変動による影響は大きいと思うが、将来にわたり、安全で安心できる水を安定的に供給し、村民の不安を払拭できるように、村は今後どのような対応を考えているかを伺いたい。

併せて、男鹿市との水の供給に関する協議が再開されるとの報告を受けており、今回の事例にも関連すると思われるので、その進捗状況を伺いたい。

2.「高濃度乳房」受診者通知について

厚生労働省は、全国一律の通知は、時期尚早としてきた従来の姿勢を改め、今年の夏以降、検診で乳がんの病変を見つけにくい「高濃度乳房」かどうかについて、マンモグラフィーの受診者へ通知することを市区町村に要請する。

近年になり、マンモグラフィーと超音波を用いるエコー検査の併用で、乳がんを早期に発見でき、進行した状態で見つかるリスクを下げるとの研究成果が報告されている。関係学会などは、早期発見により、手術や薬物の治療による患者の負担を軽減できるとして、「受診者に通知されることが望ましい」との見解を示している。

高濃度乳房かどうかは、市区町村が行う乳がん検診で分かり、受診者の約半数が該当するという。

対象年令のほとんどの女性は受診されていると思うが、自分の乳房構成を知ることができるようになり、早期発見に向けて意識が高まるのではないかと思う。自分の乳腺濃度を知っておくことは、次の検診をどう受けるかを考える大切な判断にもなる。ただ、誤解や不安を招かないように、分かりやすいていねいな説明に配慮する必要があると思う。

10 月には総合検診が行われるが、村はどのように検討し、対応されるのか、伺いたい。

【10 番：大井圭吾議員】

1. 倒木の危険性のある樹木の早期対策を

八郎潟が干拓されて以来、この地には、水路ができ、道路ができ、圃場が整備され、街が作られてきた。そして、風害対策や景観作りのために道路沿いや住宅地にたくさんの樹木が植えられている。その保安林、防災林となった木々のお蔭で、私たちは強風や吹雪などからある程度守られている。 その一方で、開村から 60 年を経過し、初期から植えられた樹木は大きく成長し、老木化して倒木の可能性が危惧されるものも見受けられるようになってきた。 村の木とされている松に関しては、寿命の長い木と言われているものの全国的に猛威をふるっている松枯病によって大きな被害を受けており、暴風があったりすると、倒木が発生するケースも起きており、村も予算をつけて対応を進めていると理解している。

さて、今回、植林された樹木の中でも最も大きく成長して目を引くポプラについて取り上げたい。 村の中では場所によって様々な状況があると思うが、一例として私の周りの状況を取り上げる。私の育苗ハウスはC地区、カントリー公社の南側にあり、そのハウス団地に接した南側には排水路が流れている。この水路は、幅5,6メートル程で、コンクリートやブロックなどで整備されてはおらず、単に土が掘られているだけのもので、水路の際は非常に軟弱な地盤となっている。この水路沿いにポプラが植えられ、今では大きく育っており、当然、軟弱な地盤なので、ポプラは大小傾いてしまっているものも少なくはない。先月、近くのハウスの所有者の方から、ポプラの木が自分のハウスの方に倒れてきそうで心配だとの相談があり、役場の担当課に行って話を訊いた。担当者の説明によると、倒木の心配の相談は直接村民から一定数あるものの予算が無くて緊急性の無いもの以外は対応しきれてない状況であり、実際に倒木によって建物が損壊して村の方で補償をした事例もあるとの事であった。

村の方でも、既に専門家などに調査を依頼し、今後の対応を検討しているとは思うが、何分、不安に駆られている村民は少なからずいる訳で、村民の不安を払拭するためにも、早期の対応が必要と考える。また、ポプラの木の成長は早く、日々成長しており、これから先、20メートル、30メートル級にまで大きくなればなるほど老木化も進み、危険性も益々高まってくると危惧されるし、撤去費用も比例して増大してくることも懸念される。

そこで、

①村では今までに専門家に調査を依頼しているようだが、ポプラに限らず、倒木した場合に、ハウスや建物への被害、又は道路に倒れてくる等の危険性のある樹木はどの程度あると把握しているのか。

②非常に大きくなった木や老木を今後、どのように対応していくと考えているのか。計画が未だ立ってないならいつ頃までに立案したいと考えているのか。

を伺いたい。このまま対応を先延ばしにしていると、負の遺産として村の将来を担う子供達に負担がかかってしまうのではないか。

2．保証人を必要とする制度の改定を

私の議員の任期も半分が過ぎ、残すところ2年を切ったが、この間、役場内での、事務的な過失が大小あったというか、議会に報告された案件が何件かあった。その量が他の自治体に比べて多いのか、村でも過去に比べてこの 2 年間の発生件数が多くなっているのかは分からないが、ミスや間違い、失敗は起きることは当然の事なのだから、極力起きないように組織としてチェック機能を働かせる事は自明であり、当然、再発防止する為の対応をしていることと思う。

さて、先々月、大潟村墓地管理手数料についての葉書を受け取った。毎年届いているものだと思うが、今回は思うところがあり、葉書を持って役場の担当課に伺った。引き落とし口座が葉書では母親の口座になっていたので、自分の口座から引き落とすように

するのと、墓地使用者が亡くなった父親の名前になっていたので、それも自分の名義にできないかと考えたからである。担当者と話して先ず分かったことは、墓地使用者の名義が亡くなった父親の名前になっているのは、単なる事務的ミスでデーターが母親の名前に直されていなかっただけのようであった。父親が亡くなったのがもう 20 年も前のことだから、その間、誰もチェックせずに毎年葉書を発送していた事になる。普通に考えて口座名義人と墓地使用者の名前が違う場合は何か理由があると気にかけても良かったのではないか。これは多忙な職員の方々にとっては小さなことかもしれないが、小さなミスは大きなミスにつながるとよく言われることで看過して良いのだろうか。

①本題に入る前に、村長に伺いたいが、ここ 2 年で議会に報告された、職員による過失は何件あって、その件数は問題ない数と考えているのか、それとも多すぎると受け止めているのか。再発防止のために、役場の組織機能として（チェック体制等）取組んでいることはあるのか。を伺いたい。

そして、墓地使用者の名義も自分の名義に変更したいと伝えたところ、それには保証人が必要になると説明を受けた。墓石等の撤去には 20 万円ほど費用が掛かるので連絡がつかなくなる場合を想定しての事らしかった。入植された方々の頃には保証人制度は普通に行われていて、私の知る限りでも互いに保証人になったりするなど、名前を貸し借りしていたように理解しているのだが、今の我々後継者の世代では保証人になるならないは非常に慣れてないことである。それもあり、墓地使用者名義を未だ変更できてないのだが、本当に保証人が必要なのかと疑問が浮かび、今の時代的にもなるべく保証人を必要としない制度にすべきではないかと考える。

そこで、

②村としては現行の保証人制度が本当に必要と考えているのか、スムーズな名義変更を妨げる要因になるとは考えないのか。また、墓地使用者名義以外にも、保証人を必要としている届け出は他にもあるのか。ある場合には手続きの見直しをお願いしたいと考えるが、如何であろうか。

【9 番：三村敏子議員】

1．小学生中学生の学校生活について

①この夏、水道水に特異臭が発生した。学校でも子供たちから水道水に臭いがするとの声があったそうだ。健康上問題はないということだが、臭いにより、水道水を飲むことを控える児童生徒がいるのではないかと、心配される。水筒を持って登校しているが、量には限りがある。特にスポーツのあとは、水分補給が欠かせない。熱中症対策としても、水分を取ることが推奨されている。今後再び水道水に特異臭が発生することも考えられる。また、夏場の生ぬるい水道水を飲むことに抵抗を感じる子も多いと言われている。浄水機能があり冷たい水が給水できる「ウォーターサーバー」があれば、大きな水筒を持ってくる必要もなく、通学時の荷物の重量を減らすこともできる。ウォーターサーバーを小学校・中学校に設置しては。

②小中学生が登校している様子を見かけることがある。荷物を体の前に抱え後ろにも鞄やランドセルを背負い、水筒をぶら下げ、その上手提げ袋や傘をもっていることもある。とても大変そうだ。タブレットが導入され、家に持って帰ることもあると聞いている。中学校では、剣道部の生徒が、剣道の道具はキャリーを使って持ってきているとのことだった。栃木県では重すぎるランドセルの悩みを解消しようと小学生がランドセルに装着するキャスターを発案した。中学校で使われているキャリーを剣道部だけでなく使う事やランドセルに装着するキャスターを使う等、少しでも重たい荷物が軽くなる工夫をし、登下校が苦痛にならないようにすることが必要ではないか。

③小中学校では、子供たちが清掃する際フローリングワイパーが使われているが、本数が少なく昔からの雑巾での床拭きもある。生徒児童数が減少し、学校内の掃除も子供たちの負担軽減の考慮が必要ではないか。家庭でもフローリングワイパーを使う事が一般的であると思う。すこしでも掃除が楽になるように床の掃除する子供数に合わせて、フローリングワイパーやT字箒の数を増やす等、子供たちの負担軽減を図っては。

④空き教室を活用し、子供たちがゆっくりくつろげる場を作ってはいかがか。

文科省では、令和5年誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプラン、を作成した。その中の一つに、快適で温かみのある学校としての環境整備がある。子供たちが心地よい空間の中で学習・生活を行えるよう、快適で温かみのある環境にする。明日また行きたい学校となるために、学校施設全体を学びの場として捉えた魅力ある環境にする。となっている。東京都足立区の中学校では、生徒がアイデアをだし、地域の人たちが手作りで完成させた「おちゃのま」がある。テーブルやソファが置かれ、生徒が自由に過ごせる居場所となった。児童生徒のくつろげる場があればと思うが、いかがか。

2. こども園正職員の保育士を増やしては

8月初めに行われた「こども園・議員との懇談会」では、「保育士を目指す人が少なく、処遇改善をしないと保育士は都会へ行ってしまう。」というお話が園長先生からあった。村のこども園の場合、会計年度任用職員の処遇改善が大変重要ではないかと思ってきたが、私が今回の懇談会で気が付いたのは、正職員の保育士が少ないため、土曜保育までが精いっぱいで、保護者から要望があった農繁期の祭日や日曜保育までは出来ないのではないかという事だった。それは、土曜保育も必ず正職員の保育士が保育にあたらないといけない。平日も会計年度任用職員は7時間という働く時間に制限があるためである。村では、条例を改正し、正職員数70名まで引き上げた。一般行政と保健師の求人は行っているが、正職員の保育士の求人もしていかなければ、こども園の働き方改革や、村民の要望に沿ったこども園になることは難しいのではないかと思うが、いかがか。

3. 村長が(株)オーリスと(株)ルーラル大潟の社長を退任しない理由は

第三セクター(株)潟共エネの社長は 6 月の総会において村長が退任し交代したとの報告があった。

3 月議会で制定された「大潟村出資法人への関与に関する条例」の「第三セクターの関与に関する指針」では、4 村の取り組み事項　1 第三セクターへの適切な関与　の中の(3)①に役員の就任からの撤退　村長、副村長及び村職員が現在役員等に就任している場合は、その経緯や状況を十分考慮し、経営関与の必要性を検証したうえで、退任が可能とされるものについては、順次、退任する。ただし、法令等に基づき就任する場合や特別の理由による場合を除くものとする。となっている。(株)オーリスと(株)ルーラルの社長を退任しない理由は何か。

また、令和 7 年度のオーリスとルーラル大潟の決算はともに赤字だった。このことについて、村長が社長だが、どのように考えられているか。

【8 番：松雪照美議員】

1. 災害時における村の危機管理体制について

近年、全国各地で自然災害が頻発化・激甚化する中、住民の命と暮らしを守るための「備え」の重要性はますます高まっている。本村においては令和 3 年 3 月に竣工した新防災センターの整備をはじめ、ハード面における防災機能の強化が進められてきた。

しかし、大規模災害が発生した場合、公的備蓄や行政による対応には、おのずと限界がある。

市町村、警察、消防、自衛隊などの公的機関による「公助」に加え、自分や家族の身を自ら守る「自助」、地域やコミュニティで支え合う「共助」を、どのように組み合わせ、実効性ある防災対策を構築していくかが重要である。

令和 8 年熊本地震や、各地で頻発する線状降水帯による水害など、近年は従来の想定を超える災害が相次いでいる。

災害は、発生してから対応を考えるものではない。どの程度の災害を想定し、その際、何が必要となるのかをあらかじめ具体的に検討しておくことが危機管理の基本であると考える。

特に本村は干拓地という特殊な地理的条件にあり、地震による堤防、道路、橋梁等の被害、大雨による内水氾濫、長時間の停電、さらにはそれに伴う上下水道や排水機能への影響など、複数の事象が同時に発生する「複合災害」についても十分に想定しておく必要がある。

現在、村では地域防災計画およびハザードマップの改訂を進めているが、この機会に、村の危機管理に対する基本的な考え方と、現在の備えについて以下伺う。

①先ず、村の災害対応の前提となる被害想定について伺う。現在の地域防災計画における被害想定は、相当以前の人口や社会状況を基礎としている。今回の地域防災計画の改訂に当たり、地震、大雨、内水氾濫、長時間停電、道路寸断、上下水道や排水機能の停止などが複合的に発生する事態について、村として、どの程度の被害ま

でを想定するのか。また、被害想定そのものをどのように見直す考えか。

②発災後 72 時間を村だけで持ちこたえられるのか。

大規模災害では、道路の寸断や周辺自治体も同時に被災することなどにより、国、県、自衛隊、他自治体などからの支援が直ちに到着するとは限らない。

そこで、外部からの本格的な支援が始まるまでの、少なくとも発災後 72 時間について、村内の人員、物資、施設だけで村民の命を守るための初動対応を継続できる体制となっているのか。災害発生時に実際に参集できると想定している職員は何人か。

また、夜間・休日・冬期間に発災した場合でも必要な職員数を確保できるのか。

さらに、村長、副村長、担当課長等が参集できない場合の指揮命令および代行体制は具体的にどうなっているのか。

③災害用備蓄品は何人分、何日分あるのか。

これまで、当局から示された備蓄品の整備率そのものは高い数字となっている。しかし、重要なのは達成率の数字ではなく、実際に災害が発生した際に「何人の村民を何日間支えることができる量なのか」ということである。

現在、村が保有している飲料水、食糧、簡易トイレ、毛布、発電機、照明、衛生用品、その他災害備蓄品について、それぞれ何人分、何日分を想定して備蓄しているのか。

また、その算定の基礎となる対象人数を何人としているのか。

④次に、災害時の情報伝達について伺う。

現在、防災行政無線の更新も進められているが、災害時の情報伝達は、情報を「発信したか」と、必要とする村民に「届いたか」が重要である。特に高齢者や携帯電話、スマートフォンを利用しない村民、停電等により通信手段を失った世帯などに対しても、避難情報や災害情報を確実に届けられる体制となっているのか。

また、防災行政無線自体が使用できない場合も想定し、複数の情報伝達手段を確保しているのか。村長の考えをお尋ねする。

【4 番：黒瀬友基議員】

1. 脱炭素事業の従来エネルギーとのコスト差の評価は

先日、3 月に制定された「大潟村出資法人への関与に関する条例」に基づき、村の出資比率 25%以上の第三セクター3 社の昨年度の事業報告を受けた。

今回の事業報告において、(株)ルーラル大潟の令和 7 年度の決算状況は赤字であり、その状況下で従業員への賞与もカットされたとの報告があった。経営環境が厳しい中ではやむを得ない判断かもしれないが、人手不足が深刻な中では引き続き従業員の待遇改善に取り組むとともに、村としてもしっかりと指導して頂きたい。

今回の(株)ルーラル大潟の赤字の原因は、売上が計画に届かなかったこともあるが、

昨今の物価上昇によるコスト増が一因であるとの説明もあった。特にホテル部門は県や村からの指定管理料がないことから、様々な物価上昇分の負担がすべて(株)ルーラル大潟の負担となるという厳しい状況である。

そのような中、(株)ルーラル大潟では温泉、ホテルなどで村の脱炭素事業の方針を受け熱及び電力供給の一部を(株)オーリスのもみ殻熱供給、太陽光発電に切り替えている。今回の事業報告の質疑では「灯油代よりもみ殻熱供給の単価が高いことによる経費の増加も考えられる」との回答もあった。

一方、村当局側からは、「(株)オーリスの電力供給単価は通常より安価になっていることから、熱と電気の両方を勘案した場合には(株)ルーラル大潟の経営への悪影響があったとは言い切れない可能性がある」との説明もされている。しかしながら、(株)オーリスからの熱・電力供給と従来の光熱費との比較について当局側からのデータの提示はなかった。

(株)ルーラル大潟は、経営悪化に伴い令和5年度より外部コンサルの支援も受け、業務改善を行ってきた。様々なコスト上昇や社会情勢の変化により、現時点で当初の改善計画通りに事業が進められていない点は、独立した事業会社である以上、自助努力で経営安定に向けてしっかり取り組んで頂きたい。しかしながら、仮に村の脱炭素事業の方針による熱・電力供給元の変更が経営悪化の一因となっていたとすれば、それをすべて(株)ルーラル大潟側だけの責任としてよいのか。特に従業員にとっては自分たちの努力の及ばないところで赤字が拡大し自分たちの待遇に不利益が出ている状況はあまりに理不尽であり、従業員の士気にも大きな影響を与え兼ねない。また、もし脱炭素事業が業績への悪影響を与えていないのであれば、その点を従業員にしっかりと示してそのような不信感を払拭していくことが必要である。

さらに、この脱炭素事業のエネルギーコストの問題は、(株)ルーラル大潟の経営に留まらず、村が光熱費を負担している施設では、村の財政への影響も与える。

当初は「単価が安くなる」という説明も行い脱炭素事業はスタートしているが、最近は CO2 削減量による環境負荷軽減と言う説明に軸足を移してきている。それ自体は社会的意義があることであったとしても、村の財政や第三セクターの経営に関わる光熱費への影響を無視していいものではない。

今回の脱炭素事業を評価する上では、CO2 削減と言う社会的意義は当然あるにせよ、従来のエネルギーと比較した光熱費の増減を計算してそのコストの変化を明確にすることは必要不可欠であり、さらに地域資源の活用、地域での雇用創出、税収の増加といった点も含めて総合的に見て事業全体の良否や成果を判断すべきと考える。

①もみ殻熱供給事業による熱供給を受けている各施設ごとに、従来のままのエネルギーを使用した場合との光熱費の比較を継続的に村が行うべきでは。

②仮に脱炭素事業が(株)ルーラル大潟の経営状況に悪影響を与えているとすれば、村の方針に従っている以上、脱炭素エネルギー単価の見直しなども含めて、村が積極的に対策を取る必要があるのではないか。

③脱炭素先行地域事業全体について、事業によるCO2削減量と言う評価だけでなく、従来エネルギーとのコスト比較、地域資源、地域雇用、税収といった点も含めて総合的に事業評価をする必要があると思うが、その予定は。

2. これからの図書室の在り方は

村の図書室は、新たに自習スペースの机が設置され、夏休み中は今まで以上に中学生を中心に図書室で勉強する様子も見受けられ、図書室が有効に活用されているように感じている。しかしながら、図書室本来の本の貸し出しや利用については、大きく利用が伸びているようには見受けられない。

自治体における図書館や図書室の機能としては、本を借りたり、読んだりすることに留まらず、郷土の歴史・資料を集積する場、中高生が自学をする場、子育ての拠点、住民が集う場、と言う様々な機能が考えらえる。そのすべての機能が十分に活かせるように整備し村民に活用されることが望ましいが、施設の広さや予算などが限られる中で、そのすべての機能を今の図書室だけで十分に担うことは困難ではないかと考える。

個人的にはこれから人口も減少する中で、村民同士が集うこと、そのためのコミュニティスペースが地域にとって重要となってくると考えるので、この部分の機能の拡充を図書室はもちろん公民館全体として担って頂きたい。現在も住民が集うコミュニティスペースとして同じ公民館内に「ちゃっこ」があり、図書室も含めてうまく機能している部分ではあるが、さらに村民が集う環境、仕掛けを持たせてもいいのではないかと考える。さらに、例えば図書館・図書室本来の機能としても一般書を幅広く揃えるのではなく、農業の村に相応しく農業関連の書籍に特化しそれを目的に村の外から人が来るような施設とすることなども面白いのではないかと考える。

このように、施設や予算規模的にすべての機能を担うことが難しいのであれば、中途半端な状況にするよりは、どこかに機能を特化すると言う方法もある。

その上で、子育て拠点機能は、子育て支援センターや子ども家庭センターなども作られており、図書室機能は小中学校の図書室などがあり、地域の歴史資料を集積する場としては干拓博物館もあることから、それらと図書室の機能を連携させていく、もしくは役割を分担することもできると考える。

村のスポーツ施設である村民体育館のリニューアルが現在行われているが、このタイミングで、文化・社会教育施設である「図書室」についても、村として、施設の改修や新設、立地なども含め、ハード、ソフト両面で大潟村に相応しい「図書室」の在り方や今後の方向性を村民と共に検討しても良いのではないか。

①現在の図書室の役割、そして現在の利用状況をどのように捉えているか。

②大潟村における図書室に求める機能、村の他の施設との連携や機能分担もなども総合的に考えてこの先の大潟村の図書館の方向性として「大潟村における図書室の在り方」を村民の意見なども聞きながら検討していくべきではないか。

【7 番：齋藤牧人議員】

1．有害鳥獣駆除の強化について

大潟村は周辺自治体と比して有害鳥獣による農作物や人身の被害は少ないものの、周辺自治体のツキノワグマをはじめとする大型獣による被害の増加に伴い、本村でもこれら大型獣の目撃が相次いでいる。近年は毎年複数回の目撃があり、多くの屋外イベントがツキノワグマの出没を理由に取りやめている状況である。さらに本年 7 月には住区内でもツキノワグマが目撃され、通常の生活圏においてツキノワグマと遭遇することが心配される状況となっている。ツキノワグマの出没に対する村民の不安も大きく、出没頻度の増加は猟友会並びに役場職員ら対応に要する人員の負担増を招いている。ツキノワグマの侵入は周辺自治体の狩猟淘汰圧が下がることから増加傾向にあることは間違いなく、イノシシやシカなどのツキノワグマ以外の有害鳥獣の侵入も視野に対策していく必要があるのではないか。大型獣対策の先行地域を参考に以下の点が重要と考えている。

①住民意識の向上

過去、ツキノワグマの出没数が増加すると住区内や倉庫地区においてツキノワグマの餌となりうる食物やペットフードなどを放置しないようにすることが継続的に広報されたが、出没件数の低下とともに意識が薄れてしまうように見受けられる。住民と行政が一致団結して有害鳥獣駆除にあたるため、例えば岩手県北上市では地域住民や児童を対象にした勉強会を行っており、また茨城県大子町では専門家による集落環境診断を行い、地域の被害防止対策意識の向上を図っている。農作業中に遭遇する可能性もあるため、専門家から村民に正しい対応を伝える機会を設けてはどうか。

②ツキノワグマ生態の解析

同じく岩手県北上市ではツキノワグマの出没状況を把握するため、センサーカメラによる出没経路調査を実施し、河川敷の草刈りや河川林の伐採を行うなどの対策をしてある程度の効果を上げている。現在の出没件数ではまだ効果は薄いかもしれないが、将来役に立つデータとなるので、今から運用を検討してはどうか。

③ICT 化

大潟村は広く、罠の見回りやツキノワグマ出没の確認でも多くの時間をとられる。関係者の負担軽減のためにも可能な限り罠動作の遠隔確認といった ICT 化を進める必要がある。現在試験的に箱罠に遠隔から作動を確認する機構を取り付けて運用していると承知しているが、可能な限り ICT 化を進めるべきではないか。

大潟村は周囲が水路に囲まれ、また住区が一か所に固まっているなど他市町村とは違う特性があるため、その特性に合った対策を考えていく必要がある。今後の有害鳥獣対策について当局の考えをお聞かせいただきたい。

2．カーボンクレジットの進捗について

2026 年 1 月 22 日、自然エネルギー100％の村を目指すうえで、脱炭素型農業の推進および農業の持続可能性向上を目的にフェイガー社と包括連携協定を締結したと承知している。プレスリリースによれば長期中干しによるメタン排出削減および燻炭を農地へ還元することによる炭素貯留を行うとしているが、本村はすでにもみ殻ボイラーを設置しているうえ、水田の水利管理も優れていることからこれらの取り組みに有利であり、脱炭素をマネタイズする方法としてカーボンクレジットを活用する点は個人的にも大いに期待するところであるところ、以下の 3 点についてお尋ねしたい。

①本村で水稲中干し期間延長の取り組みを行う農家の進捗はどうか。また今後の見通しや拡大策があればお聞かせいただきたい。

②取得したカーボンクレジット（J-クレジット）の活用はどのようにする予定か。生産者への還元を進めるとプレスリリースにはあったが進捗はどうかお伺いしたい。

③脱炭素は一つのブランドとなるところ、本制度を利用して生産した米に脱炭素のブランドを冠して販売するのはどうか。当局の考えをお聞かせいただきたい。

【1 番：松本正明議員】

1. 大潟村一般職員の給与水準について

今年の 3 月定例会において、「大潟村職員定数条例の一部を改正する条例案」が可決された。一般職員の数が定数に満たされていないことから近年、事務的ミスが散見され議会に報告されている。業務が多忙になる中、一人が抱える業務量に影響していると考えられる。社会情勢もめまぐるしく変化する中、現在の給与水準が職務、職責に見合ったものか当局の見解を伺いたい。

本村の一般職員（一般行政職）の給与水準は、総務省給与実態調査および公表資料によれば、 全国的には下位 20％前後、秋田県内では下位グループ（県内 25 市町村中 24 位） に位置づけられている。 また、ラスパイレス指数（一般行政職・国の給料月額を 100 とした比較指数）は 95.4 と、国基準（100）および県内町村平均（95.7）を下回っている。

本村の一般職員給与水準が、全国および秋田県内において低位にある現状を、村はどのように認識しているか。 また、同規模の類似団体と比較した際の位置づけについても同様に見解を伺いたい。

本村の給与水準が低めとなる要因として、以下の点が考察される。

・地域手当が 0% であること
・財政規模が小さく、人件費率が 14.9% と標準?やや低めであること
・職員の平均年齢が比較的若く、昇給が進みにくい構造であること
・地域の民間給与水準が低く、公務員給与に影響していること

給与水準の改善に向けては、以下のような選択肢が考えられる。

● 財政面
・ふるさと納税の強化による歳入増

・企業誘致・農業法人集積による法人住民税の増加
・歳出構造の見直しによる人件費率の適正化
● 人事制度面
・昇給スピードの調整（号俸進行の見直し）
・専門職ポストの新設（農業政策・DX・防災など）
・独自手当の創設（地域活性化手当・農業振興手当など）
● 地域手当への対応
・国（人事院）への地域区分見直し要望
・周辺自治体との連携による地域手当引き上げの働きかけ
・地域手当に代わる独自手当の導入

本村の給与水準を改善するために、財政面・人事制度面でどのような選択肢が検討可能と考えているか。 また、短期・中期・長期の時間軸で、村として取り得る具体的な方策や、本村の給与水準を適正化し、職員の確保・定着を図るために、村は今後どのような方針で取り組むのか。 財政状況、人事構造、地域手当の課題を踏まえた総合的な方針を早急に検討すべきと考える。

①他町村との比較および給与水準が低位となる要因について
②給与水準を改善するための財政・人事制度上の選択肢について
③今後の給与水準の改善に向けた村の方針について

【11 番：工藤勝議員】

1．村民球場の老朽化による改修を

村民球場は小学生や中学生、一般の方々の練習や各種大会と村内外の団体に多く利用されてきたが、昭和 55 年の建設から 46 年経過しており、老朽化がかなり進んでいる。その都度修繕しながら利用してきたとは思うが、現在バックネットは穴が開き、外周フェンスの支柱が折れている箇所も多くみられ、外野の壁が傾いている箇所や、一部壁が崩れ穴が開いている箇所もある。また大会でアナウンスに使用している機器も不具合から聞き取りづらくなっている状況であり、大規模改修が必要な時期に来ていると思う。利便性の確保も必要であるとは思うが、まずは競技の運営上必要不可欠となる改修や、選手、観客、応援する方の安全面を優先し対策を講じる必要がある。

①村民球場の改修の計画はあるのか。
②村民球場全体がどういう状況なのかを専門家に確認してもらう必要があると思うが。
③近年の利用状況はどうなっているのか。

【5 番：松橋拓郎議員】

1．大潟村における「こどもまんなか」とは

先に行われた教育委員会、こども園の職員の方々、総務福祉教育委員会の委員を中心

とした議員有志による意見交換会は大変有意義なものであった。その際、’’大潟村における「こどもまんなか」を考える’’と言うテーマが設定されていた。これまでの教育長による答弁では「こどもまんなか社会」の理念を大切にしたいとの言葉で結ばれる事が幾度かあり、私もその言葉の意味する事、教育委員会としての「こどもまんなか」と言う理念に対する考え方を少しずつ理解できてきたと感じている。

大潟村における「こどもまんなか」を考えると言う大きなテーマに向かうにあたり、保護者の方々など多くの当事者に興味を持ってもらいながら議論が進む事を願い、論点整理の意味合いも込めて質問する。

「こどもまんなか」と言うのは 2023 年 4 月に発足した、こども家庭庁のスローガンである。子どもに関することを決める際に、大人や行政の都合ではなく、子どもにとって何が一番いいかを中心に考えると言う理念に基づく。

まず 1 つ目に、

①「こどもまんなか」はこども家庭庁のスローガンと言うか理念であり、大潟村でもこれを掲げて各種の取り組みを進めようとしているが、この理念について、そもそもどのように考えているか。

大潟村における「こどもまんなか」を考える要素は多岐に渡り、「こども」の年齢も幅広い。しかし、「大人の都合で考えるのではなくこどもを一番に考える」となった時、未就学児に対する保育に関する事が連想されやすいように感じる。

そして、教育委員会としても、保育の長時間化における子供たちへの影響について重要視していて、可能な範囲で保護者には家庭で子どもと過ごす時間を増やして欲しいと考えているようである。

「保育の長時間化は子供たちにとって良くない」と言い切るのであれば慎重に科学的根拠を示すべきだと思うが、大潟村で保育に携わる方々が感じられている保育の長時間化による子供たちの変化、及びできるだけ家庭で保護者と子どもが過ごす時間を多くして欲しいと言う考えについては私も保護者の立場として共感している。

ここで 2 つ目の質問である。

②保育の長時間化を推奨する自治体は無いと思うが、自治体の子育て支援の文脈の中では多様な保育のニーズに対応すべく、保育の拡充を目指す事が多いと思われる。

予算や人手等の課題もあるが、保育の長時間化による子供たちへの影響を重要視して、家庭で過ごす時間を増やして欲しいと伝える際、それは一般的な子育て支援の流れと逆行するとも捉えられ得るのではないか。大潟村における「こどもまんなか」は、一般的な自治体による子育て支援と同じ方向を向いていると考えるか。それとも、仮に多数派でないとしても自分たちの信念のもとに取り組むと言ったような独自性を目指すものなのか。

保育の長時間化による子供たちへの負担については自らも感じている保護者が多いのではないだろうか。しかし、分かっていても就労の都合上どうにもできない、分かっ

ているからこそ、それを言われるのは辛いと感じる保護者もいるのではないだろうか。こども園の入園審査に際しての自営業の方々への面接の際、教育委員会とこども園からのお願いと題した資料が待合室に置かれていた。内容は簡単に言うと、仕事が大事なのは十分に理解しているが、幼少期の子供たちにとって一番大切なのは家庭で家族と過ごす時間であり、子どもたちのことを優先に考えていただけないかと言うものであった。皆それぞれ自分たちの想いの元に行動しているのであり、教育委員会としては普段は要望を聞く側である事が多いかもしれないが、教育委員会の想いを保護者の側が知る事ができる良い機会であったと考えている。しかし一部の保護者からは、それならば、何故全体に対して伝えずに自営業者だけにお願いするのかと言う疑問の声が聞かれたのも事実である。一方で、自営業の方々に比べて、いわゆる勤め人の方々は子供たちとの時間を増やしたいと思っても就労時間に融通が利きにくい方々も多い。

そこで3つ目の質問である。

③確かに大潟村は農業を中心に自営業者が多いが、大潟村における「こどもまんなか」を考える上では多様な就労形態を前提に議論する必要があると考える。

その際、保育の長時間化による子供たちへの負担について伝えていく場合には、例えば夫婦共働きの勤め人の子育て家庭と言ったようなライフスタイルに後ろめたさを感じてしまう人もいるのではないかと懸念する。その為、伝え方については慎重になるべきではないかと考える。その点についての見解を伺いたい。

以前から伝えている通りであるが、私は保護者の側も工夫する必要があると考えている。どんなに忙しい時期でも週 1 日くらいは仕事を休んで子供たちと過ごす時間を多く取れないかと考えている。しかし、自営業者・勤め人に関わらず、それを言われたとしてもどうにもできない方々がいるのも実状である。そう言った方々への改善策を見出さないままに「保育の長時間化が子供たちの負担になりやすいので、仕事よりも子どもを優先して欲しい」と伝えるのであれば、それは保護者の方々の経済的・物理的・場合によっては心理的な負担の増加に繋がりかねないと考える。子供たちと過ごす時間はかけがえのない大切な時間であるが、やはりこども園の職員の方々の負担が増すのか、保護者の方々の負担が増すのかと言ったトレードオフのような関係性は望ましくないと考える。保育に携わる方々も忙しい中で子育てをする保護者の側でもあるかもしれない。

その為、子供たちが家庭で保護者と過ごす時間を増やすには極論ではあるが、就労の側を改善するしか無いような気もしている。これは大潟村単独で解決できる事ではなく国の政策の範疇かもしれない。しかし、大潟村における「こどもまんなか」の理念を実現する為には子供たちが家庭で保護者と過ごす時間を増やせるような支援策もセットで議論していく事が大切ではないだろうか。

そこで4つ目の質問であるが、

④保育の長時間化を改善する為には（実現性は考えないただの一例であるが）、村内事業者向けの子育て世代の短時間勤務の実現に向けた支援や自営業者の繁忙期における業務改善に向けた支援策、在宅子育て支援の拡充などとセットで議論し

ていく事が大切であると考える。その点に対する考えや、現段階で決まっている方針などがあればご教示いただきたい。

2．大潟村の熊対策の今後について

近年、大潟村でも熊の目撃情報が増えてきているのは周知の通りである。農作物や人身被害については幸いな事にまだ確認されていないと思う。もちろん、人身被害があってからでは遅いのだが、現在の出没状況では、ガバメントハンターを雇う、役場職員が猟銃免許を取得して対応にあたると言った対応は現段階では現実的ではないように感じている。

しかし、八郎湖クリーンアップが中止になってしまったり、こども園や学校への送迎の必要性が生じたりと私たちの日常生活に影響が出ているのは間違い無い。このような状況が改善されない限りは八郎湖クリーンアップのような恒例行事の開催ができなくなる事も予想され、件数は多くないが熊の出没を前提として様々な事を組み立てる必要性が生じているのではないだろうか。

特に、役場職員・猟友会の方々など熊対策にあたる現場の方々への負担について懸念している。役場職員の方々においては、ただでさえ人手不足で時間に余裕が無い中で熊の出没時の対応となれば通常業務が進まないのではないか。

また、役場より依頼を受けて出動する猟友会の方々の話を伺ったが、自分たちの仕事の合間を縫って出動しても基本的には見つける事ができないのだそうだ。猟友会の方々の負担軽減や謝礼の増額など当局としても色々と考えているとは思うが、大潟村の安全に貢献したいと言う使命感で出動している為、謝礼よりも、とにかく成果を上げたいと仰っていた。目撃情報を元に現場に駆けつけて捜索をしても 99.9%見付ける事ができないと言い切っていた。そう言う事を繰り返しているうちに、出動しても意味が無いのではないかとモチベーションが下がってしまいそうになると伺った。また、銃を抱えて連絡を取りながらの熊の捜索は困難な為、熊の捜索と駆除については分けて考えた方が良いとの声も聞かれた。

村内の安全・安心の為、役場職員の方々も協力してくださる猟友会の皆さんも負担が軽減され、より効果の高い熊対策のあり方を議論していく必要があるのではないだろうか。

以上の事を踏まえて伺うが、

①熊の目撃情報が役場に届いた後の具体的な流れを改めてご教示いただきたい。

②役場職員や猟友会の方々の負担軽減やさらなる効率化に向け、暗視スコープやドローンなどの機器の導入の話題も過去の定例会や委員会で出ていたが、進捗状況は。

③熊対策の負担軽減や効率化の為、猟友会の方々からの要望はあるか。あるとすればそれはどのようなものか。

④猟友会の方が仰っていた通り、捜索と駆除を分けて考えるとなった場合、効率化

と役場職員の方々の負担軽減の為、捜索の部分をドローンの専門家に外注するような考えはあるか、それとも、設備の充実などを図り従来通り役場内でその役割を担うと言う考えか。